（資格喪失後給付の届等）

第七条　法第二十五条において準用する組合法第五十九条第一項の規定により加入者の資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者となつた者が引き続き給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、十日以内に、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者の資格を喪失した際における加入者等記号・番号又は個人番号

三～六　［略］

2～8　［略］

9　資格喪失後継続給付証明書を受けた者は、法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、資格喪失後継続給付証明書を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

10　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、直ちに、資格喪失後継続給付証明書を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

11・12　［略］

13　第十一項の規定に基づき交付された高齢受給者証に係る第三条の二第三項の規定の適用において、同項中「この場合において、同条第四項中」とあるのは「この場合において、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、」と読み替えるものとする。

（第三者の行為により給付事由が発生したとき）

第八条　給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、当該給付を受ける権利を有する者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三～八　［略］

2　［略］

（出産費及び家族出産費）

第九条　出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　加入者等記号・番号又は個人番号

二～五　［略］

2～9　［略］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第十一条　埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～九　［略］

（資格喪失後給付の届等）

第七条　［同上］

一　［同上］

二　加入者の資格を喪失した際における加入者番号又は個人番号

三～六　［同上］

2～8　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

9・10　［同上］

11　第九項の規定に基づき交付された高齢受給者証に係る第三条の二第三項の規定の適用において、同項中「この場合において、同条第四項中」とあるのは「この場合において、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、」と読み替えるものとする。

（第三者の行為により給付事由が発生したとき）

第八条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三～八　［同上］

2　［同上］

（出産費及び家族出産費）

第九条　［同上］

一　加入者番号又は個人番号

二～五　［同上］

2～9　［同上］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第十一条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～九　［同上］